

真宗大谷派寺院・教会 施設賠償責任保険 **ご案内**

(施設賠償責任保険+漏水担保特約条項+訴訟対応費用担保特約条項等 付き)

寺院・教会内の施設の管理、ならびに寺院・教会としての仕事の遂行に起因して
生じた対人・対物事故について、損害賠償請求を受けることがあります。

万一の場合に備えていただくために、

「真宗大谷派寺院・教会施設賠償責任保険」への
ご加入を是非ご検討ください。



保険期間

**2026年1月1日(午後4時)～
2027年1月1日(午後4時)までの1年間**

募集締切日・保険料振込締切日

- 2026年1月1日から責任開始の場合 **2025年12月5日(金)**
- 中途加入の場合 **毎月月末**

申込月の翌々月1日が保険責任開始となります。中途加入は2026年7月末日まで受付しております。

保険料お支払方法

金融機関からのお振込みによりお支払いいただきます。

加入依頼書送付先

裏面記載の募集代理店まで送付してください。

※この保険にご加入できるのは真宗大谷派に所属する寺院・教会に限ります。

1 保険の概要

寺院・教会施設や寺院・教会としての仕事の遂行、イベントに起因して保険期間中に日本国内で発生した事故について、ご加入寺院・教会等〔被保険者※〕が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。また、この保険には訴訟対応費用担保特約条項がセットされますので、この保険の対象となる事故が発生し、ご加入寺院・教会等に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、ご加入寺院・教会等が訴訟対応費用を支出したことによって被る損害に対しても保険金をお支払いします。

※この保険契約においては、ご加入寺院・教会（記名被保険者）およびご加入寺院・教会の役員、使用人をさします。

○主な事故例



本堂の瓦が落下し、駐車してあった来訪者の車を損傷させた。



境内を使った子ども向け行事の最中に、立てかけてあった木材が倒れ、子どもがけがをした。



自転車で法要に向かう途中に、歩行者にぶつかりけがをさせた。

2 お支払対象となる保険金の種類

この保険では、ご加入寺院・教会等が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いします。



1 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、ご加入寺院・教会等が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。

4 緊急措置費用

事故が発生し、ご加入寺院・教会等が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用

2 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、ご加入寺院・教会等が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）

5 協力費用

保険会社にご加入寺院・教会等に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、ご加入寺院・教会等が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

3 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、ご加入寺院・教会等が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用

6 訴訟対応費用

事故が発生し、損害賠償請求訴訟が提訴された場合に、応訴のために必要となる再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- 上記①の法律上の損害賠償金については、その損害額に対して、基本契約の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
- 上記⑥の訴訟対応費用については、その損害額に対して、訴訟対応費用の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

3 保険金をお支払いできない主な場合

次の事故または事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 施設の修理、改造、取壊し、新築等の工事
- ② 自動車、原動機付自転車、航空機の所有、使用または管理
- ③ 施設外にある船、車両（自転車等人力によるものを除きます）または動物の所有、使用または管理
- ④ 販売した商品、飲食物を原因とする食中毒その他の事故
- ⑤ 仕事の終了または引渡し後、その仕事に欠陥があったため生じた事故
- ⑥ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出に起因する賠償責任および汚染浄化費用（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります）または、廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑧ 医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことが禁じられている行為
- ⑨ 保険契約者、ご加入寺院・教会等の故意
- ⑩ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑪ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑫ ご加入寺院・教会等の使用人が、ご加入寺院・教会等の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます）
- ⑬ a. ご加入寺院・教会が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
b. ご加入寺院・教会以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（aに規定する財物を除きます。）の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ⑭ サイバー攻撃



等

4 保険の対象となる施設

真宗大谷派に所属する寺院・教会の建物および境内を指します。境内に所在していても幼稚園・学校等の寺院・教会以外の建物、施設は対象外となります。また、山、森林も対象外となります。



5 保険のお引受け条件

担保項目	支払限度額	免責金額（1事故）
基本契約 （対人・対物賠償合算）	被害者1名あたり : 1億円 1事故あたり : 3億円	なし
訴訟対応費用	1事故あたり : 1,000万円	なし

6 年間保険料

- ・保険料は「施設内に所在する建物(※)の総床面積」によって変わります。
- ・総床面積を計算するにあたり、前頁の「保険の対象となる施設」にて「対象外」となる建物の面積を含める必要はありません。
- ・下表に記載されている面積の範囲外となる寺院・教会につきましては、個別に保険料を計算いたします。
(募集代理店まで個別にお問い合わせください。)

施設内建物総床面積	年間保険料	施設内建物総床面積	年間保険料
100㎡以上～150㎡未満	820円	800㎡以上～850㎡未満	4,670円
150㎡以上～200㎡未満	1,110円	850㎡以上～900㎡未満	4,930円
200㎡以上～250㎡未満	1,360円	900㎡以上～950㎡未満	5,220円
250㎡以上～300㎡未満	1,650円	950㎡以上～1,000㎡未満	5,490円
300㎡以上～350㎡未満	1,920円	1,000㎡以上～1,050㎡未満	5,770円
350㎡以上～400㎡未満	2,200円	1,050㎡以上～1,100㎡未満	6,040円
400㎡以上～450㎡未満	2,470円	1,100㎡以上～1,150㎡未満	6,320円
450㎡以上～500㎡未満	2,750円	1,150㎡以上～1,200㎡未満	6,590円
500㎡以上～550㎡未満	3,020円	1,200㎡以上～1,250㎡未満	6,870円
550㎡以上～600㎡未満	3,300円	1,250㎡以上～1,300㎡未満	7,140円
600㎡以上～650㎡未満	3,570円	1,300㎡以上～1,350㎡未満	7,410円
650㎡以上～700㎡未満	3,840円	1,350㎡以上～1,400㎡未満	7,690円
700㎡以上～750㎡未満	4,120円	1,400㎡以上～1,450㎡未満	7,960円
750㎡以上～800㎡未満	4,390円	1,450㎡以上～1,500㎡未満	8,240円

(※) 建物とは、土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備装置は含みません。

本契約は、宗教法人真宗大谷派を契約者とし、真宗大谷派に所属する寺院・教会を記名被保険者とする施設賠償責任保険の団体契約です。
従いまして、本契約の保険証券は契約者たる同宗派に発行され、同宗派が保有します。加入者となる各所属寺院・教会には加入者証を発行いたします。
また保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同宗派が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である真宗大谷派の代表者にお渡ししております保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、同宗派までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。
なお、このご案内書および重要事項説明書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

7 保険料のお支払い

保険料につきましては、下記の口座までお振込ください。

(お振込先口座) 京都中央信用金庫 本店(001) 普通決済預金 4070446
カ) トウキョウカイジヨウニチドウパートナーズカンサイキョウトシテン

(注) お振込の際には、下記例のとおり寺院名の頭に6ケタの寺院・教会番号を付けてください。

また、お振込手数料は各寺院のご負担となります。

【振込人名の例】 220199トウカイジ

賠償責任保険 重要事項説明書

本紙は、賠償責任保険の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入者と被保険者（補償を受けることができる方）が異なる場合は、本内容をご加入者から被保険者にご説明ください。

ご加入いただく際は、パンフレット・加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1

商品の仕組み

契約
概要

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

（１）保険契約の構成

対象とする仕事、施設などの種類に対応する特別約款および特約条項が「賠償責任保険普通保険約款」にセットされることによって一つの保険契約を構成します。

（２）示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、弊社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2

基本となる補償、お支払いする保険金等

契約
概要

注意
喚起情報

①基本となる補償（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合）、②お支払いする保険金、③支払限度額・免責金額の設定、④保険期間および補償の開始・終了時期につきましては、パンフレットをご確認ください。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

保険料は、施設内に所在する建物の総床面積によって決定されます。

※実際にお客様にお支払いいただく保険料については、パンフレット等にてご確認ください。

契約
概要

②保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご加入時に全額をお支払いいただく「一時払」のみとなります。

契約
概要

注意
喚起情報

③保険料の払込期日

保険料は、ご加入後、保険の始期までにすみやかにお支払いください。

注意
喚起情報

4

満期返れい金・契約者配当金

契約
概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2

補償の重複に関するご注意



- (1) 補償内容が同様の保険契約（特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご加入の要否をご検討ください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務



ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される場合



ご契約の解約については、ご加入の代理店または弊社までご連絡ください。

解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※ご加入内容や解約の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

※返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

※すでにお支払いいただいた保険料と弊社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合は、すでにお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。

※一部の補償、特約条項については、契約の期間にかかわらず一定の最低保険料が適用されます。

※ご加入内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

①個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます）をご契約者およびご加入に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

②ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、弊社はご加入を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

③ 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の日本法人、外国法人*）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として 80%（破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%）まで補償されます。

※ 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

* 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

④ 先取特権

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第 22 条第 1 項）。[先取特権]とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第 22 条第 2 項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

⑤ その他契約締結に関するご注意事項



- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - **他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合**
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - **他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合**
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 加入依頼書等を代理店または弊社に送付される場合は、所定の締切日までに到着するよう手配してください。加入依頼書等が所定の締切日までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご加入手続の経緯について確認させていただくことがあります。

⑥ 事故が起こったとき

事故が発生した場合、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
 - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）
 - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類
(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
 - ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

本紙で用いる用語解説

■ 契約者

保険契約の当事者であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

■ 被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

■ 支払限度額

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

■ 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

■ 払込期日

保険料をお支払いいただく期限をいいます（実際にお客様がご加入される払込期日については、パンフレット等にてご確認ください。）。

事故のご連絡・ご相談は **事故受付センター「東京海上日動安心110番」** へ。**0120-720-110**

受付時間 24時間365日

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用になれます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

**0570-022808**通話料
有料IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間 平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

ご加入のご相談・お問い合わせ先（募集代理店）

ご加入のご相談やお申し込み、ご不明な点がございましたら下記募集代理店までご連絡ください。

教 区	教区担当の募集代理店	住 所	TEL	FAX
北海道教区	㈱東京海上日動パートナーズ北海道 札幌支店	札幌市中央区北1条西3丁目3番地22 STV時計台通ビル6F	011-232-0701	011-232-0702
東北教区	奥羽IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ東北 能代支社	秋田県能代市鳥小屋33-1	0185-74-6200	0185-74-6300
	山形IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ東北 山形支社	山形市城西町4丁目4番16号 ダイヤ1城西B-2F	023-666-7635	023-666-7645
	仙台IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ東北 仙台支社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4-18-1F	022-207-3811	022-207-3813
東京教区	㈱東京海上日動パートナーズ TOKIO 池袋支店	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル30F	03-6907-4622	03-6907-4623
新潟教区	三条IA7 ㈱東京海上日動パートナーズEAST 燕三条支社	三条市一ノ門2-12-20 ブリック三条3F	0256-46-0466	0256-46-0467
	高田IA7 ㈱東京海上日動パートナーズEAST 上越支社	上越市西城町3-5-21 ノーブルスクエア3A	025-520-7105	025-523-8611
富山教区	富山IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 富山支社	富山市牛島新町5-5 インテックビル2F	076-471-7602	076-471-7603
	高岡IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 高岡支社	高岡市広小路6番1号 広小路ビル4F	0766-28-6010	0766-28-6020
能登教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 能登支社	七尾市御蔵町1番地 パトリア3F	0767-57-5517	0767-57-5547
金沢教区				
小松大聖寺教区	小松IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 金沢支社	金沢市鞍月5丁目177 AUBE II 7F	076-225-7000	076-225-7200
	大聖寺IA7			
福井教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 福井支社	福井市毛矢2-7-5 TAIKO毛矢ビル2F	0776-33-6033	0776-33-6055
岐阜高山教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店	岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビル1F	058-264-4139	058-264-4478
大垣教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 大垣支社	大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル3F	0584-78-8901	0584-78-8902
岡崎教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 岡崎支社	岡崎市康生通東1-1 岡崎フロントビル5F	0564-24-2271	0564-24-2321
名古屋教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 名古屋支店	名古屋市中区葵1-16-38 葵ガーデンビル1F	052-508-7111	052-508-7605
三重教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 三重支店 四日市支社	四日市市鵜の森1-3-20 萩ビル5F	059-350-1277	059-354-0655
京都教区	長浜IA7 ㈱東京海上日動パートナーズかんさい 滋賀支店 彦根支社	滋賀県彦根市大東町3-1 近江鉄道彦根西ビル1F	0749-47-3450	0749-47-3451
	京都IA7 ㈱東京海上日動パートナーズかんさい 京都支店	京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル7F	075-823-6262	075-823-6277
大阪教区	㈱東京海上日動パートナーズかんさい 大阪北支店	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル4F	06-6233-7225	06-6209-7200
山陽四国教区	山陽IA7 ㈱東京海上日動パートナーズかんさい 神戸阪神支社	神戸市中央区海岸通8番 神港ビル801	078-333-9101	078-333-9102
	四国IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ中国四国 高松支店	高松市兵庫町8番1 高松兵庫町ビル2F	087-813-0085	087-813-0083
九州教区	日豊IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ九州 中津支社	中津市豊田町3-7-4 坪根ビル1F	0979-62-9182	0979-62-9183
	久留米IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ九州 久留米支社	久留米市日吉町15-60 久留米ほとめきスクエア7F (旧 ニッセイ久留米ビル7F)	0942-46-2201	0942-46-2202
	長崎IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ九州 長崎支店 長崎支社	長崎市江戸町6-5 江戸町センタービル 3F	095-828-2270	095-828-2271
	熊本IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ九州 熊本支社	熊本市中央区九品寺2丁目1-24 熊本九品寺ビル4F	096-372-5005	096-372-5006
	鹿児島IA7 ㈱東京海上日動パートナーズ九州 鹿児島支店	鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビル5F	099-226-6811	099-216-8331

※募集代理店より、加入依頼書をお送りいたしますので、必要事項をご記入いただき、ご返送ください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（事務とりまとめ担当課） 京都本部 京都開発課
〒600-8570 京都市下京区四条通富小路角 TEL:075-241-1156